

小金井市道路区域の境界線標示事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、小金井市が道路法（昭和27年法律第180号）に基づいて管理する小金井市道の道路区域の境界線標示事務の手続を定めることにより、適正かつ効率的な事務執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小金井市道 道路法に基づき小金井市が管理する道路をいう。
- (2) 道路区域 道路法第18条第1項に基づき区域決定した小金井市道の範囲をいう。
- (3) 道路区域の境界線図 小金井市道の区域線を図化したものをいう。
- (4) 道路管理者 小金井市道を管理する小金井市をいう。
- (5) 関係土地所有者 道路区域を確認するために小金井市から立会いを求める土地の所有者をいう。

(道路区域の境界線標示事務の実施)

第3条 道路区域の境界線の標示は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 次条に規定する者から道路区域の境界線標示の申請があった場合
- (2) 道路管理者が小金井市道を管理する上で、道路区域を確認する必要がある場合

(申請者)

第4条 前条第1号の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、小金井市道に隣接する土地の所有者（以下「土地所有者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者が共有の場合は、共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合は、管理組合の規約等に定める者
- (2) 土地所有者が法人の場合は、その代表者。ただし、法人が解散又は破産している場合は、清算人又は管財人
- (3) 土地所有者が官公庁又は特殊法人等の場合は、法令、定款等に定める者
- (4) 土地所有者が死亡している場合は、相続関係説明図で確認できる法定相続人全員。ただし、遺産分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判等により相続人が特

定されている場合は、当該相続人

- (5) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人等を必要とする場合は、法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印すること。
- (6) 申請地の登記事項証明書に差押え又は裁判所競売開始決定の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書等を添付すること。
- (7) 申請地が信託財産の場合は、原則として受託者の申請とすること。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の共同申請とすること。なお、信託目録に特別な定めがある場合は、その内容に従った申請とすること。
- (8) 土地所有者から委任を受けた代理人が土地所有者等に代わって申請を行う場合は、申請、立会い、確認等の委任内容を明確にした委任状を提出すること。
- (9) 申請地の地目が境内地もしくは墓地又は申請地の現況が境内地もしくは墓地になっている場合は、宗教法人の規則が定める者。ただし、規則に定めがない場合は、責任役員の議決により定めた者
- (10) その他市長が土地所有者と認める場合は、その者
(実務取扱者)

第5条 道路区域の境界線標示の申請に係る実務を取り扱う者(以下「実務取扱者」という。)は、土地家屋調査士、測量士、測量士補その他土地の調査、測量、図面作成等の能力を有する者とする。

2 申請者は、道路区域の境界線標示に必要な実務を実務取扱者に行わせることができる。

(申請書)

第6条 申請者は、道路区域の境界線標示申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記載し、次に掲げる書類のうち必要なものを各1部添付し、市長に申請する。

- (1) 現地案内図
- (2) 地図又は地図に準ずる図面(公図)の写し
- (3) 道路の現況実測平面図
- (4) 土地登記簿謄本又は全部事項証明書(土地)
- (5) 土地所有者調書(様式第2号)
- (6) 相続を証する書面(相続人による申請の場合)
- (7) その他参考資料

2 前項の規定による申請を行った後、記載事項又は土地所有者に変更があった場合は、申請者は、申請事項変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

（申請書の受理）

第7条 申請書を受理することができる場合は、申請地が小金井市道に隣接し、又は小金井市道を構成する敷地民有部分であって、道路区域の境界線が標示されていない場合とする。

（道路区域の境界線の検討）

第8条 小金井市の境界線標示事務担当者（以下「担当者」という。）は、実務取扱者と道路区域の境界線の線形案の調整を行う。

2 担当者が必要と認めるときは、立会いに先立ち実務取扱者と現地調査等を行い、線形案を調整することができる。

（道路区域の境界線の確認の範囲）

第9条 道路区域の境界線の確認は、原則として申請地側及び小金井市道を挟んで相対する側の両側で行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請地側のみとする。

(1) 小金井市道を挟んで相対する側の立会いが実施できず、又は確認が得られない場合

(2) 両側確認の必要がない場合

2 前項の規定にかかわらず、申請地の隣接地の立会いが実施できず、又は確認が得られない場合は、申請部分の全てを道路区域確認することなく処理するものとする。

（立会い）

第10条 担当者は、道路区域の境界線の線形案の調整後、立会者名簿を作成し、立会日について実務取扱者と調整する。

2 担当者は、実務取扱者に立会日前に現地に道路区域の境界線の線形案を標示させる。

3 担当者は、立会いにおいて前条の規定により道路区域の境界線の確認を行う土地の所有者（以下「関係土地所有者」という。）に標示した道路区域について説明を行う。

4 担当者は、土地所有者等に道路区域の境界線の確認の証しとして道路区域の境界線確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）の提出を求める。

5 小金井市道に隣接する土地が他自治体の所有地の場合は、確認書又は立会書の提出を求める。

(確認後の処理)

第11条 担当者は、確認を得られた道路区域点への標識埋設を実務取扱者に指示する。

2 担当者は、道路区域の境界線の確認後、実務取扱者に道路区域の境界線図下図の提出を求める。

(道路区域の境界線確認事案の決裁及び通知)

第12条 担当者は、道路区域の境界線図、確認書等必要な書類がそろい次第、道路区域の境界線確認事案について、道路管理課長の決裁を得るものとする。

2 道路区域の境界線確認事案の決裁後、道路区域の境界線図を添付した道路区域の境界線確認通知書(様式第5号)を確認した関係土地所有者へ通知する。

(取下げ)

第13条 申請者が申請書を取り下げる場合は、道路区域の境界線標示申請の取下げ申請書(様式第6号。以下「取下げ書」という。)を提出しなければならない。

2 取下げ書の提出があった場合は、申請書を返却する。この場合において、既に立会いが行われている場合は、実務取扱者は立会いを行った関係土地所有者に対し、取下げに至った経緯を説明し、確認書を返却する。

(道路区域の境界線未確認案件の措置)

第14条 次の各号に掲げる場合は、道路区域の境界線標示不能とし、申請者に道路区域の境界線標示不能通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(1) 申請書受理後、3か月を経過しても申請者等の責めに帰する理由により、現地における立会い及び標示を行う条件が整わない場合。ただし、申請者から遅延理由等の明示があった場合において、正当な理由があると認めるときは一定期間処理の延期を認める。

(2) 現地立会い終了後、2か月を経過しても第12条に規定する道路区域の境界線図を提出しない場合。ただし、申請者から遅延理由及び道路区域の境界線図の提出年月日の明示があった場合において、正当な理由があると判断したときは当該提出年月日までの延長を認める。

(3) 申請書受理後、第4条に定める申請権者の要件を欠くこととなった場合。ただし、申請書受理後、売買、交換等により所有権が移転した場合において、新所有者が、申請の継続を希望するときは、申請事項変更届、登記事項証明書(土地)等必要な書類の提出をもって継続することができる。

(道路区域の境界線確認関係書類の保存)

第15条 申請書、確認書、道路区域の境界線図及び決裁原議は、永年保存として管理する。

(道路区域図の閲覧・複写・証明)

第16条 道路区域の境界線図は、申請に基づき閲覧、複写及び証明を行う。

2 前項の複写及び証明に係る手数料は、小金井市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づくものとする。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。